

社会保障と税の一体改革について

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

総

務

課

社会保障と税の一体改革の状況

1. 社会保障と税の一体改革の概要

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものとされています。

この改革の推進のため、平成 24 年 8 月に関連 8 法案が成立したところであり、社会保障制度におきましては、「社会保障制度改革推進法」に基づき、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、そこで、少子化対策、医療、介護、年金の 4 分野の方向性についての報告書が平成 25 年 8 月 6 日にとりまとめられました。

この報告書等に基づき、改革の全体像や進め方を明らかにする法案として提出された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆる「プログラム法」）」が平成 25 年 12 月に成立し、改革を具体的に実現していくこととなりました。

なお、改革を円滑に推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うために、関係閣僚からなる「社会保障制度改革推進本部」、有識者からなる「社会保障制度改革推進会議」が設置されています。

関連 8 法案とは

年金機能強化法案、被用者年金一元化法案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、子ども・子育て支援法関係法律整備法案、認定こども園法改正案、消費税法改正案、地方税法・地方交付税法改正案

2. 医療制度における社会保障制度改革の推進状況

今後の医療制度のあり方について、「プログラム法」では、持続可能な医療保険制度等を構築するため、必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされました。

この法律により政府は、平成 26 年度から 29 年度までを目途に順次必要な措置を講ずるものとし、このために必要な法律案を平成 27 年通常国会での提出を目指すこととしております。

これまでの状況として、平成 26 年度からは、次の事項が実施されております。

- ① 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減
⇒**保険料 2 割・5 割軽減の拡充**
- ② 国民健康保険の保険料の賦課限度額
⇒国民健康保険の賦課限度額引き上げに伴い、**後期高齢者医療保険の賦課限度額についても 55 万円から 57 万円に引き上げ**

- ③ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し

3. 今後の社会保障制度改革の進め方

平成 27 年 1 月 13 日、「プログラム法」に基づき設置された「社会保障制度改革推進本部」において、医療保険制度改革骨子が決定されました。

この骨子では、「医療保険制度改革については、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう、以下の骨子に基づき、各年度において必要な予算措置を講ずるとともに、本年の通常国会に所要の法案を提出するものとする。」こととされ、医療保険制度改革の主な措置として、次の事項が示されました。

(1) 国民健康保険の安定化

- ①平成 27 年度から保険者支援制度の拡充（約 1,700 億円）を実施
- ②平成 29 年度には、高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約 1,700 億円を投入
- ③**平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体**となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。

(2) 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

総報酬割部分（現行制度では 3 分の 1）を平成 27 年度に 2 分の 1、平成 28 年度に 3 分の 2 に引き上げ、平成 29 年度から全面総報酬割を実施

(3) 負担の公平化等

入院時の食事代（現行：1 食 260 円）について、平成 28 年度から 1 食 360 円、平成 30 年度から 1 食 460 円に段階的に引き上げる。

(4) 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）の見直し

後期高齢者の保険料軽減特例については、段階的に縮小する。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、**平成 29 年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。**激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。

【現行】

（政令本則）

後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている。

- ①低所得者の均等割 7、5、2 割軽減（国保と同じ）
- ②被用者保険の被扶養者であった者（元被扶養者）の軽減（均等割 5 割軽減、所得割賦課せず。2 年限り）

（保険料軽減特例）

制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成 20 年度以降毎年度、予算により次の特例措置を実施している。

- ①低所得者の更なる保険料軽減（均等割 9、8、5 割軽減、所得割 5 割軽減）
- ②元被扶養者の更なる保険料軽減（均等割 9 割軽減、期限なし）

（５）医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ①国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ。

課税限度額（現行）81 万円

- ①基礎課税額：51 万円
- ②後期高齢者支援金等課税額：16 万円
- ③介護納付金課税額：14 万円

課税限度額（改正後）85 万円

- ①基礎課税額：52 万円
- ②後期高齢者支援金等課税額：17 万円
- ③介護納付金課税額：16 万円

②国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減

⇒保険料 2 割・5 割軽減の拡充

軽減判定所得（現行）

7 割軽減基準額＝基礎控除額（33 万円）

- ① 5 割軽減基準額
＝基礎控除額（33 万円）＋24.5 万円×（被保険者数）
- ② 2 割軽減基準額
＝基礎控除額（33 万円）＋45 万円×（被保険者数）

軽減判定所得（改正後）

7 割軽減基準額＝基礎控除額（33 万円）

- ① 5 割軽減基準額
＝基礎控除額（33 万円）＋26 万円×（被保険者数）
- ② 2 割軽減基準額
＝基礎控除額（33 万円）＋47 万円×（被保険者数）

（６）今後さらに検討を進めるべき事項

今後、引き続き、医療保険制度の安定化と持続可能性の確保等に向けた施策のあり方（国保の安定的な運営の確保、医療費適正化、保険給付の範囲、患者負担について年齢に関わりなく更に負担能力に応じた負担とすることなど）について検討を進める。

社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて

○ 消費税率の10%への引上げを平成29年4月から実施することを踏まえ、社会保障の充実を「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定※)に沿って着実に推進。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消費税	●8%への引上げ	○-----		●10%への引上げ	
子ども・子育て支援		●予定通り27年4月から実施	子ども・子育て支援新制度		
	●育児休業中の経済的支援の強化				
医療・介護	●診療報酬改定 ●(医療分)	●介護報酬改定 ●(介護分)	●診療報酬改定		●診療報酬改定 ●介護報酬改定
	●国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充				
		●	国保への財政支援の拡充		
		●高額療養費の見直し			
				○後期高齢者の保険料軽減特例の見直し	
		●	地域支援事業の充実		
	一部実施	●	介護保険1号保険料の低所得者軽減強化		●完全実施
		●	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等		
年金		○-----	消費税率引上げ延期を踏まえ、29年4月から実施	●	年金生活者支援給付金
		○-----		●	受給資格期間の短縮
	●遺族基礎年金の父子家庭への拡大				

※「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定)抜粋

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を目指し、引き続き、その改革に取り組む。

社会保障・税一体改革による社会保障制度改革の今後の進め方について

	主な実施事項
平成27年 1月～3月	○医療保険制度改革関連法案の提出(平成27年の通常国会) ・法案成立後、同法に基づき各種改革を順次実施
平成27年度	○子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月～) ・待機児童解消等の量的拡充や保育士の処遇改善等の質の改善を実施 ○医療介護総合確保推進法の一部施行 ・都道府県において、地域医療構想を策定し、医療機能の分化と連携を適切に推進(平成27年4月～) ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実(平成27年4月～) ・低所得者への介護保険の一号保険料軽減を強化(平成27年4月より一部実施、平成29年4月より完全実施) ・一定以上の所得のある介護サービスの利用者について自己負担を1割から2割へ引上げ等(平成27年8月～)
平成29年度	○年金関連法の一部施行 ・年金を受給している低所得の高齢者・障害者に対して月額5000円の福祉的給付等を支給(平成29年4月～) ・老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮(平成29年4月～)
平成30年度	○国民健康保険の財政運営責任等を都道府県に移行し、制度を安定化(平成30年4月～、医療保険制度改革関連法案関係) ○医療計画・介護保険事業(支援)計画・医療費適正化計画の同時策定・実施(平成30年4月～)

※1 ①厚生年金と共済年金の一元化及び②短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大については、予定どおり実施(①平成27年10月～、②平成28年10月～)。

※2 年金制度については、平成26年財政検証を踏まえた制度改革を検討中。